



会報



THE ROTARY CLUB OF TSURUOKA
鶴岡ロータリークラブ

第716回例会 1973. 8. 14 (火) 晴 No.7

例会日 火曜日 12時30分
例会場 鶴岡市本町二丁目 ひさごや
事務所 鶴岡市馬場町 商工会議所
会長 安藤定助 幹事 小松広穂

a Time for Action

「今こそ行動のとき」

羽黒山の山伏

会報はご家族みんなで読みましょう

○出席報告

本日の出席		
会 員 数	66名	
出 席 数	55名	
出 席 率	83.33%	
前回の出席		
前 回 出 席 率	75.38%	
修 正 出 席 数	59名	
確 定 出 席 率	90.77%	

欠 席 者

早坂(源)君、飯白君、五十嵐(一)君、高橋(良)君、上林君、吉野君、三浦君、大川君、斎藤(信)君、津田君、富樫君

メークアップ

中江君、新穂君—遊佐RC
阿宗君—新庄RC
嶺岸君、三井(賢)君、三井(健)君、佐藤(忠)君、富樫君、上野君、鷲田君
—鶴岡西RC

○ピジター

三浦栄治君—戸田RC
阿部正男君、佐藤弘君—鶴岡西RC

○点 鐘 安藤会長

○ロータリーソング「我等の生業」

○会長報告

安藤会長

1. ガバナー公式訪問終る。

去る7日ガバナーの公式訪問を受けましたが、会員各位並びに理事、役員、各委員長の方々のご努力とご協力によりRI会長のターゲット「今こそ行動のとき」に相応しい生氣発洩とした、漸新にしてアイデアに富んだ活動計画と、年度開始僅か1ヶ月に於ける素晴らしいその行動実績は、ガバナーの期待を満たし、賞賛を得ることが出来ました。深く感謝申し上げますと共に今後一層のご活動をお願い致します。

尚、ガバナーより次のようなお手紙をいただいております。

※早坂ガバナーよりの手紙(全文)

この度の公式訪問の節は色々とお配慮に預りまして厚く御礼を申し上げます。例会、クラブ協議会を通じ、会長、幹事殿を初め、理事、各委員長の方々が非常に熱心に、積極的なのを拝見し、私自身貴クラブでありますので誠に嬉しく、深く感銘致しました。

活動計画書も非常に良く整備されて居りますことは貴殿の指導力に依るものと深く敬意を表する次第であります。

来る10月の地区大会にはホストクラブ

としてのご活躍を大いに期待申し上げておりますので何卒全会員を挙げて地区大会の成功に絶大のご協力を賜りたく切にお願いを申し上げます。

昨日の協議会の前には種々ガバナーとしての希望等を申し上げましたが、偏えに貴クラブが当地区の有数の指導的クラブとして今後益々当地区内に於ては重きを成すと考えましたので敢えて申し上げた次第です。

何卒会員皆様よろしく御伝え下さいませ御願ひ申し上げます。

地区大会の御協力と本年度プログラムの道行を重ねて御願ひ申し上げます。

御健斗をお祈り致します。

2. 第1回家族会(月山登山)盛況裡に終る。

かねて親睦活動委員会で計画準備しておられた第1回家族会(月山登山)は一昨日の12日絶好の好天に恵まれ、90名(内会員30名、家族60名)の参加のもとに大変楽しく盛況裡に終ることが出来ました。

親睦活動委員会の中江委員長、早坂、佐藤、吉野の3君並びに特に事務局の山下さんのご努力、ご苦勞に対し深く感謝申し上げます。

尚、国際奉仕委員会の積極的なご協力により遊佐RCの交換学生ウエンディーさんの参加を得まして本家族会に花を添えましたことも深く感謝いたします。

どうぞご参加下さいましたご家族によるしくお伝え下さい。

3. ローターリー情報の誤解防止について。

去る7月10日の例会に於けるロータリー情報教育に於て(会報 No. 2 最終頁記載)「所属クラブの例会に連続3回をこえて欠席しなければならず、しかもその期間他のロータリークラブの例会に出席する機会を持ち得ないことが予めわかっている場合には、クラブ理事会に対し出席免除を要請することが出来る」と申されましたが、ガバナーの公式訪問に於てこの件は軽々に単なる出席免除と誤解されない様、クラブ細則第9条賜暇(クラブ定款第8条第5節(イ)又は(ニ)と共に)について充分説明し、飽く迄も会員の身分の喪失を防ぐためのもので出席規定によ

る出席免除の処置方法ではないことを徹底する様とのご注意がありましたので関係条項について説明いたします。

ロータリー情報(賜暇)の説明

(1) クラブ細則第9条「賜暇」

理事会に対し書面を以て、正当且つ充分な理由を具して申請することによって会員は一定期限を限り本クラブの例会出席義務を免除する賜暇が与えられる。

(註、このような賜暇は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様に見做すためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない。

但し標準クラブ定款第8条第5節(イ)又は(ニ)の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録に算入されない)

(2) クラブ定款第8条(会員身分の存続)第5節(終結—欠席)

(イ) 長期にわたる健康不良又は傷害のために本節の規定に従うことが現実には不可能なシニア・アクティブ会員又はバースト・サービス会員は、その状態の続く限り、理事会に申請して、出席に関する諸条件を充たすことを免除されることが出来る。そして彼の欠席は本クラブの出席記録に算入されない。

(ニ) 一つ又はいくつかのロータリークラブで通算20年以上会員であって、65才に達したシニア・アクティブ会員は、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面を以て、幹事に通告することが出来る。もし理事会によって承認されれば、その会員の出席又は欠席は本クラブの出席記録に算入されないものとする。

○幹事報告

小松 幹事

1. 年次大会の案内

(イ) 第357地区年次大会

ホストクラブ 入間RC

とき 11月17日～18日

ところ 入間市民会館

登録料 6,000円

- (ロ) 第359地区年次大会
 ホストクラブ 甲府北RC
 と き 10月11日～12日
 ところ 山梨県営体育館
 登録料 6,000円
- (ハ) 第361地区年次大会の本登録締切り
 8月31日迄 石川県小松商工会議所迄
 申し込まれたし。
 と き 10月13日～14日

2. 認証状伝達式

- (イ) 神奈川県寒川RC (第359地区)
 6月18日 加盟承認
 と き 10月21日 11.00～16.30
 ところ 寒川神社参集殿
 登録料 5,000円
- (ロ) 松戸北RC (第349地区)
 と き 10月10日 11.00登録
 ところ 松戸市民会館
 登録料 5,000円

3. 例会変更

- (イ) 寒河江RC (クラブ協議会の為)
 と き 8月30日 17.30～
 ところ 伊勢屋会議室
- (ロ) 遊佐RC (納涼ゆかた会)
 と き 8月14日を9月16日(木)に
 18.00～
 ところ 山形相互銀行遊佐支店
- (ハ) 山形南RC (納涼パーティー)
 と き 8月21日 18.00～
 ところ 蔵王温泉 雲海荘
- (ニ) 山形西RC (納涼パーティー)
 と き 8月20日 18.00～
 ところ ホテル オースマ
- (ホ) 八幡RC (納涼ゆかた会)
 と き 8月18日 19.00～
 ところ 八幡町法蓮寺池田良吉君庭園

3. 会報到着

八戸RC、八戸東RC、酒田RC、酒田東RC

○社会奉仕委員会 三井徹君

本年度計画事項の説明

1. 基本方針として

- (1) 地域社会が最も緊急とする必要に応えなければならない。

地域社会は最近流動が激しく、そこに新しい問題が生れて来る。環境汚染自然破壊に伴う問題、人口の移動即過

密過疎の問題、交通災害、正義と法と秩序の問題などがそれである。

現在の計画がこれらの問題を抱える地域社会の実状に通じているか否かを評定しなければならない。それにはパンフレット15～J「あなたの地域社会を知れ」などによって検討する。

計画の実行に当っては決議23～34などによってその方法の妥当性を確認する。

- (2) 社会奉仕活動が資金の不足によって妨げられてはいないか。を検討し資金調達の方法について(イ)スマイルボックス(現行)(ロ)バザー、(ハ)オークション(ニ)チャーターライショールなど今後研究して行きたい。
- (3) 青少年奉仕計画は近年最も重要な課題である。これは特定委員会の積極的な活動を計る。
- (4) インターアクト並びにロータリーアクトは最も新しい青少年奉仕の手段である。将来に大きな可能性を示している。共者共特定委員会の積極的な活動を計る。

2. 具体的な奉仕活動の項目は現在最も注目される。(イ)環境の整頓、浄化。(ロ)交通災害に対する対策。(ハ)青少年更には幼児の健全育成。(ニ)地域社会の遵法、静穏。等の事項について。

- (1) 当クラブ過去14年間社会奉仕活動の実績。
- (2) パンフレット15J「あなたの地域社会を知れ」
- (3) 国際ロータリーが全世界から集録した社会奉仕事業の試案一覧表。を参照して検討し、摘出し、その必要の高いものから実行に移し行動する。将来への夢を持つならば市内を流れる内川に美しい魚類を放流して楽しめるような状態にして行きたい。

尚、現在活動しておりますことは駅にロータリー傘の設置、時計を寄贈する問題これは当初割合いに予算が少なかったので理事会の諒解も得たのですが、その後仲々やりにくいとの話がでて再検討の必要がある様です。

それから交通遺児の実態調査、先に10周年記念にクラブから交通安全協会に寄

贈した交通指導車の状況等を調べています
以上の様な状況でこれから更に又活動し
て行きたいと思ひます。
どうぞよろしくお願ひ致します。

○スピーチ 石井貞吉君
スイスのアルプスを訪ねて
(特号に掲載致します)

○年次大会について 石黒慶之助君

去る8月8日山形でプログラム委員会がありまして、会議の最中にガバナーより電話があり、「当地区の年次大会に派遣されるRI会長代理はジャック・プライドさんに決定した」とのごとで載せました。

この方は英国人で元RIの副会長の御経験があり、又英国だけのロータリーのBIの元会長さんで、かつてない大物がおいでになるということでガバナーも非常に神経を使っておられる様です。

次に宮様の宿舎については亀屋(湯野浜)さんや萬国屋(温海)さんの非常なお骨折りにより大体決定致しましたことを御報告申し上げますと共に、両旅館の御努力に対し、厚く御礼を申し上げます。

次に先週荘内のコ・ホストクラブ(7つあります)に参上し、大会の概要を説明しました処、全部のクラブが大いに張り切りまして、「鶴岡クラブは大変御苦労さんです。我々も全員参加の形で御協力申し上げますからよろしく御願ひしたい」という雰囲気でした。

どうぞうちの方でも本登録が8月10日で全部発送しましたので、今日幹事からお話があった様に全員参加が建前ではありますがプログラム編成上、どうしても欠帯の方はプログラムに載りませんので、(欠席者でも負担金は頂戴します)本当に参加する方のお名前だけの申込みをお願い致します。

○親睦活動委員会 中江亮君

去る8月11日三浦悌三君が道形地内に社屋を新築し、移転致しました。尚、それを設計なされたのが佐藤昇君であります。

又はるばる戸田よりビジターとしておいでになり、また三浦栄治君より初めての訪問ということで過分のスマイルを頂戴致しました。

○スマイルボックス

三浦栄治君
三浦悌三君
佐藤昇君

○ロータリー情報委員会 大川喜一君
張紹淵君
山本隆男君

1. 規則に関する問題
(16) ロータリアンが他のロータリークラブの例会に出席することによって所属クラブの例会に出席したと同様の効力を与えられるのは?
(a) 欠席の当日またはその前後6日間のうち、どの日か開かれる例会へ出席した場合。
2. 規則に関する問題
(17) もしロータリアンがある都市から他の都市へ移転する場合?
(a) 移転先の都市のロータリークラブで会員候補者としてあらためて推せんされ正式に会員に選挙のこと。
3. 規則に関する問題
(18) アディショナル正会員並びにシニアアクティブ会員以外、会員は各1職業分類から各1名に限るという原則に対する唯一の例外は次の分野に適用される?
(a) 新聞および宗教。
4. 規則に関する問題
(19) 会員の職業分類とは次のことを意味する?
(a) 当該会員がたずさわっている実業または専門職業。

「月山登拝」 市川輝雄君

芭蕉茂吉みそぎ登りし岩の道
吾子励まして幾人か抜く

鶯の笛鳴き追ひし山陰に
ニッコウキスゲの鮮烈な群落われ

天に近き佛生池のささらなみ
空の色よりすがしく澄めり

雲通ふロックガーデンの草花に
飛び交ふ蜂のにぶき羽音

ひとがた紙にけがれぬぐいて岩室の
月読みの神に神文唱ふむろ

大いなる陽炎かげろうもえて見はるかす
庄内の野はかすみぐくれぬ